

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 1 月 11 日

株式会社フジ

2022年1月11日

吸収分割にかかる事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ
代表取締役社長 山口 普

当社及び株式会社フジ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）は、2021年12月6日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年3月1日として、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業に関して有する一定の権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

なお、本吸収分割は、マックスバリュ西日本株式会社（以下、「MV西日本」といいます。）と当社の間における、当社を株式交換完全親会社、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定です。本吸収分割に関して、吸収分割会社である当社は吸収分割承継会社である分割準備会社の完全親会社であるため、分割準備会社においては、会社法第796条第1項本文の規定に基づく略式分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）
 - (1) 株式の数の相当性
本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、分割準備会社は株式その他の金銭等の交付を行わないところ、この取扱いは相当であると

考えております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本吸収分割により分割準備会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。この取扱いは、会社計算規則に則ったものであり、相当であると考えております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 分割準備会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 分割準備会社の成立の日（2021 年 11 月 15 日）における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 分割準備会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 分割準備会社の成立の日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2021 年 12 月 6 日付で、MV 西日本との間で、2022 年 3 月 1 日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社とし、MV 西日本を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び分割準備会社の債務の履行

の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2021 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 163,434 百万円及び 81,006 百万円です。また、本吸収分割により分割準備会社が当社から承継する予定の資産及び負債の 2021 年 8 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 36,535 百万円及び 32,805 百万円です。

また、2021 年 2 月 28 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

以上の財務状況に鑑みて、当社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 分割準備会社の債務の履行の見込みについて

分割準備会社の 2021 年 11 月 15 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 10 百万円及び 0 円です。また、本吸収分割により分割準備会社が当社から承継する予定の資産及び負債の 2021 年 8 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 36,535 百万円及び 32,805 百万円です。

また、2021 年 11 月 15 日から現在に至るまで分割準備会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日以後においても、分割準備会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の財務状況に鑑みて、分割準備会社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1（吸収分割契約書）

次頁以降をご参照ください。

吸収分割契約書

株式会社フジ（以下「分割会社」という。）及び株式会社フジ分割準備会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社がグループ経営管理事業、資産管理事業その他の分割会社を持株会社化するために必要な機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2021年12月6日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社の本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社フジ

住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(2) 承継会社：吸収分割承継会社

商号：株式会社フジ分割準備会社

但し、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）付で「株式会社フジ・リテイリング」に商号を変更する予定である。

住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から別紙「承継対象権利義務明細表」記載の承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 前項にかかわらず、本効力発生日の前日までに、承継会社において、本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等（以下「許認可等」という。）のうち本件事業の遂行に必要なものの全部又は一部が取得できない又は完了しない場合、承継対象権利義務のうち、当該許認可等に係る事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務については、承継対象権利義務に含めないものとする。
3. 本条の規定による債務の承継は、全て併存的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
4. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。また、本吸収分割の効力の発生は、分割会社を株式交換完全親会社とし、マックスバリュ西日本株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が発生していることを停止条件とする。

第7条（株主総会の承認）

分割会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。なお、承継会社は、会社法の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、分割会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割又は本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、分割会社又はマックスバリュ西日本株式会社の株主総会において、本株式交換に係る株式交換契約の承認その他本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合
- (4) 本効力発生日の前日までに、前号の株式交換契約が解除その他により効力を失った場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 14 条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月6日

分割会社：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ
代表取締役社長 山口 普



承継会社：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ分割準備会社
代表取締役社長 山口 普



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2021年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

- (1) 現金預金のうち20億円
- (2) 短期貸付金（但し、子会社に対する短期貸付金を除く）
- (3) 未収収益のうち191万2555円
- (4) 有形固定資産
- (5) 無形固定資産
- (6) 投資その他資産（但し、承継会社の株式以外の子会社株式、子会社に対する長期貸付金、本吸収分割により承継会社に承継される資産及び負債に関連する繰延税金資産を除く）
- (7) 知的財産権
- (8) 貸倒引当金

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、租税債務及び法令上の理由により承継できない債務並びに本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる負債及び債務を除く。

- (1) 支払手形
- (2) 設備関係支払手形
- (3) 一年内返済長期借入金
- (4) 未払配当金
- (5) 賞与引当金
- (6) 長期借入金
- (7) リース債務
- (8) 利息返還損失引当金
- (9) 役員株式給付引当金
- (10) 退職給付引当金
- (11) 預り保証金
- (12) 長期預り金
- (13) リース債務資産減損勘定
- (14) 長期未払金
- (15) 資産除去債務

3. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) リース契約
- (2) 不動産賃貸借契約
- (3) 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (4) 会計監査人との間で締結した監査契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (5) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (6) 分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (7) 分割会社の役員との間で締結した一切の契約
- (8) 本吸収分割により承継会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- (9) その他分割会社のグループ経営管理事業、資産管理事業その他の分割会社を持株会社化するために必要な機能に係る事業の遂行のために必要な契約

4. 雇用契約

分割会社とその従業員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務は、本吸収分割によっては承継会社に承継されないものとし、分割会社は、分割会社と承継会社との間における別途の合意に基づき、本件事業に従事する分割会社の従業員を、分割会社に在籍させたまま承継会社に出向させ、承継会社は、当該従業員を承継会社の事業に従事させる。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、本件事業に関して分割会社が保有する許認可等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

以上

別紙2（分割準備会社の成立の日（2021年11月15日）における貸借対照表の内容）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部） 現金及び預金	10	（負債の部） —	—
		（純資産の部） 資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10